

第十九回 参議院水産委員会會議録第二十一号

(五六五)

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午後二時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一 郎君
千田 正君

委員 青山 正一君
森 八三三君
木下 源吾君
菊田 七平君

國務大臣 安藤 正純君

政府委員 外務政務次官 小瀧 彬君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
環境衛生部長 事務局長

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 会専門員

説明員 水産庁生産部長 永野 正二君

本日の會議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
(ビキニ被爆事件に関する件)
(漁船捕獲事件に関する件)
(補助金等の臨時特例等に関する法律案に関する件)

○委員長(森崎隆君) 只今より委員会を開会いたします。

ビキニ被爆事件に関する件を議題といたします。

速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○説明員(永野正二君) 一応私から御説明申し上げておきたいと思ひますが、実は今お話の通り直接被害の中ではつきりと、例えばまぐろを何貫目捨てたというよりな関係はすぐ算出ができるのでございます。併しそれと関係いたしましたのでそのまぐろを捨てて行きます場合に、捨てて行きます場合の費用がござります。それから何日間かそのために時間を費やしますため、その時間の間同業者が損失をこうむるという問題もあるでござります。で、これを一括して私どもとしては損害を補償してもらいたいと思つておりますけれども、これらの損害を補償するといふ、何と申しますか、原則と申しますか考へ方と申しますか、それにつきましてやはり政府全体といたしますと、或る程度アメリカ側と交渉をして、見通しを得た上に出したいと、従来は私は考へておつたのでござります。現在のところではその交渉がなかなか是非急速に、円滑に進んでおらないのは非常に残念でござりまするが、なおこういう状態が続きますようではござりますと、我々はその直接被害のうち、部分的に切離して、当然はつきりすべきものは切離して、中間的にでも政府として或る程度の措置をしなければならんのじやないかと、こういう考へ方を持つておりますが、この点なお國務大臣、会長といたしまして政府部内の協議会で以て十分急速に検討して結論を出したいと、こう考へます。

○森八三三君 今の永野部長のお話だと、私の非常に心配しておる取次ぎになつてしまふのです。日本政府で調査をして、これだけはどうしても被災者のためにやつてやらなければならんと計算をされたものがきまつてそれに対して交渉へ移して、向うのほうで容認された部分だけをやつてやると、こうなるといふと、これは取次ぎになつてしまふ。政府が確信を持つてこれだけはどうしてもやつてやらなければいかんという直接被害のものがきまつたらそれはすぐやつて頂きたいと思ひます。その確信に基いてこういうような交渉に移していいじやないか、それがきまらざるまゝといふことは別問題です。

○説明員(永野正二君) 只今森委員の御指摘のような方向で考へておるのでござりまするが、政府といたしますと、やはりアメリカとの間の話合ひにおいて原則と言ひますか、考へ方といふものについて見通しを得た上でまあ従来としてはやりたいと、こう考へておつたのでござります。

○千田正君 どうも今の永野部長の考へ方はさつき森委員から尋ねられた通りお取次ぎするだけのことじやないようになつておられるんですが、さつき私は外務大臣でもおれば……外務大臣が我々委員会並びに本會議において、このビキニの原爆に對するところの問題について、はつきり答弁しておる。それでこれは丁度安藤國務大臣も来ておられますから、この際はつきり伺つておきたいのは、あの當時外務大臣がビキニにおけるところの原子爆弾、水素爆弾の実験に對しては日本は協力しなければならぬといふことをはつきり言つています。協力しなければならぬといふ。我々としては、成るべくアメリカで、やるならばアメリカ国内でやつてもらいたいんだと、日本の国民がこういふ被害をこうむるといふことは、戦争であつた通り長崎や広島でこうむつたほかに、平和な今日において又実験、いわゆるモルモットみたいなやり方をやられるのではとてもたまつたものではない、やるならば自分の国でやつてもらいたい、こういうことを我々が及びほかの議員からも質問したときに、外務大臣が日米協定の中にあるように、我々は関連の仕事に協力するのだからこういうことは止むを得ない、当然なすべきことであるといふことを言つた以上は、こうした被災に對しては、日本の国として被災者に對し当然不幸な事態に對する補償はしてやるべきものである、私はこういう観点に立つております。でありますからアメリカが払ふおれは別として、日本の政府としては当然協力すべきといふことをはつきり外務大臣が言つておられる以上は、国内においては当然政府がこうした被災民に對する補償をするものであるといふ観点に立つて、私は質問するので、安藤國務大臣はどうお考へになつておりますか。

○國務大臣(安藤正純君) それは先ほど申し上げましたように、建前としては協力する、外務大臣もその点を言つておられるのだからと思ひます。実験をあの水域でやることを否定はできない。併し損害をこうむらなければ、それに対する賠償の責任はあると言つておるのですから、つまりそこら起つた損害だからアメリカに賠償を要求するといふのは当然のことである。そういう建前でやつておるのですからそれで進んで行く。アメリカにおいてもこれを拒否することは必ずないと思ひます。そして額がこちらで算定した額より少いといふことはないと思ひます。それは算定の標準がそろつていないから、同じところへ行くとお考へします。けれども万が一それが総額の上において少いとか、或いは又少ければそれだけ日本が持つ、又余り遅れば先ほどからお話のように、立替といふのはおかしいけれども日本は先に出して、その救済に應じてやるといふ方針は持つておるのでありますから、要するに先ほどのお話はよくわかりました。よくアメリカのほうの事情を探りまして、こちらから促進する途をとるべきものはとつて、成るだけ早く決定をしておつて、実行をしたい。それはまだなお遅れるようならば、臨時の処置をとるようになつて行きたいと思ひます。

○千田正君 そこで、これは安藤國務大臣は、あつた静岡の県知事を呼んで、実情をよく聴取すると、これも一つの方法でしよう。これは現実において非常

に困つておる。これは水産庁当局も答弁をして頂きたいのですが、この原子爆弾の事件以来取つて来た魚は捨てなければならぬ。又仮に捨てなくとも、検査の済んだ魚にしても、魚価は非常に低落してしまつて、そしてこれに從業しておつたところの漁民は、当然もらうべきところの費用ももらえない。従つて自分の家族の扶養もできない。更に損害を受けた船が再び操業するまでの間なか／＼容易な事態ではないのであります。このためには何らかの融資をしてもらなければ到底再び出港できない。家族は困つておる。又實際直接の被害を受けた者は病院に入つて明日か明後日かというやうな、死を前にした深刻な状況に立至つてゐる。これに対して、私は單なる気休めを言つてゐるわけには行かないと思ふ。そこで少くとも政府はアメリカに對しては、一応要求はしておる。同時に国内におけるところの現実をはつきり把握して、今日にも何とか考へてやらなければならぬ事態を生じておる。今日において在米アメリカの答へを待つておるといふことは當を得たものではないと思ふ。でありますから、間接の被害であつても、今日もはぎでたくさん陳情して来ておりますが、とにかく地方へ歸つて、原爆の被害を受けた、何とかして又行きたいのだけれど、百万円なら百万円融資を受けなければ、全部船の整備をかえて行かなければならぬ、融資を頼みたいと言つても、地方銀行は貸してくれない。それは政府から指示もなければ、親銀行から指示も何もないから、それでなくてさえも漁業金融の切迫しておる今日において、原子爆弾の被害をこうむつ

たからと言つて、地方銀行は直ちにそれに対して融資の方法など、全然講じておらない。こういう実情にあつて、なお在米として延ばしておくといいことは、これはアメリカと日本の感情上、非常にこれは国民感情から言つても、甚だ當を得た問題じやないと思ふ。そういう意味から言ひまして、これは早く手を打たなければならぬ。そこで私は何らかの方法において、明日にでも明後日にでもよろしいが、最も近い機会を捉えて、政府は金融の措置なり、或いは従業員の家族に対するところの処置なり、或いは業者、この業者というのは資本漁業じやないのです、主として、中小企業家のやる漁業である。こういうものに對して、再び操業できるやうな方法を講じてやらなければならぬ。何かの方法を考へておるかどうか。この点を私は安藤國務大臣及び水産庁に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) 今のお話の通り、静岡県の知事をお呼んだのもそういう点で呼んだのですが、よく調べまして、その融資の点では、先ずあらかじめそれを極力斡旋して促進するつもりです。

○木下源吾君 今のお話を聞いておると、アメリカから損害をもらわなければやらないのか、アメリカが一銭もそのいふものを出さなくても、日本政府の責任において、これらの国民を保護するといふ建前から何らかの措置をしなければならぬと考へておるのか、この点を先ずお伺ひいたします。

○國務大臣(安藤正純君) 先ほどから申します通り、アメリカの賠償の責任があるから、その建前で交渉しておる

のです。併しながら日本の政府は、それで責任をアメリカのほうへなすりつけてしまつて、それで能事終れりと言つてゐるわけじやありませんから、アメリカがよしんば出さんといふことは万々ありませんが、若しそういうやうな場合には、日本政府が責任を持つてやるという覚悟です。

○木下源吾君 どうもその点がはつきりしないので、アメリカが出さんといふことはなからう、ということ、それは別の問題だと思ふのです。日本国民がこのやうな不時の災難に會つたのだから、政府は国民を保護する責任上、これに對していろ／＼な救済の措置をやるのだ。こういうことが先決問題としてやらなければならぬのじやないか。例を言へば李承晩ラインのために拿捕された日本の漁船が向うさんからは賠償も何もないけれども、政府の責任においてこれらの拿捕された船の代船建造のための融資をする、併し政府はそうするためには法律を必要とするからというので、先に水産委員会では法律を作つてこれが救済の方法を講じたわけです。政府はそういう国民を保護するための融資なり何なりをしなければならぬが、今の制度の上ではそれができないというならば、国会の我々は我々としてこれを救済する何らかの方法を講じなければならぬと思ふのです。ですから、政府に無理なことを我々は要求しておるのではなくて、その建前をはつきりして頂き、今日の場合においては、我々はそれをはつきりして、政府が今これを救済する法律的根拠は何もない、であるからアメリカの損害賠償といふものを待つてお

るのだ、というのであれば、それでよろしいのです。我々国会は国会として考へなければならぬ点があると思ふのです。それをはつきりして、一つ御答弁を願ひたいと思ふのですが……。

○國務大臣(安藤正純君) 何度も同じことを言うようですが、これはアメリカに對してしまつて賠償を要求するのが當然のことだと信じますので、アメリカに要求してゐるわけなんです。併し政府はやはり責任は持ちますから、アメリカに對して要求する、それがそれで解決すればよろしいし、解決せざる場合は日本政府が御に當つてやる。こういう方針なんです。

○木下源吾君 只今の御答弁でやや明確になつたのでありますが、アメリカが日本に、その問題について賠償するといふこと、日本政府が独自の立場から国民、漁民を保護するといふことは別問題ですね、これを一応お伺ひしておきます。

○國務大臣(安藤正純君) 漁民を保護するといふこと、これは政府の責任であると考えます。

○木下源吾君 そういたしまするといふと、今現行の法律の上では十分にこれを保護する方法があるのですか、ないのですか。

○國務大臣(安藤正純君) 政府がこれを保護するのですか。

○木下源吾君 ええ。

○國務大臣(安藤正純君) 責任はありますが、どういふふうにしてやるか、といふことは、そういうふうにきまれば、その方針をきめてやつて行くわけになります。

○木下源吾君 きまればではなく、今の制度です。これを特に救済するといふことができないのですか、どうですか。この間の李承晩ラインのときに我々は別の法律、融資をしてやるといふ法律を作つてやつたわけなんです。その点をお伺ひしておるわけなんです。

○國務大臣(安藤正純君) この、今多少の時間の間に、話が進んで行きますから、それによつて時間が余りかかるとか、或いはアメリカのほうが見込がないとかいふことになればおのずから臨時的の措置を講じて政府はその責に當ることになります。

○木下源吾君 臨時的措置といふのはどういふことをおやりにならうとおるのですか。

○國務大臣(安藤正純君) 今まだそれは考へておりません。

○木下源吾君 そんなです。アメリカから賠償をもらふといふこと、政府として漁業者なり、間接被害者なりの損害を補償するといふことは別だ、こういうことですね。それで別ならば別で政府はみずから進んでアメリカの問題は問題として別であるから、これを解決しなければならぬのじやないかといふことをお尋ねしておるわけなんです。それがなければ、政府として今やる方法はないといふならば政府が進んで法律を出してこれを作り……法律を出すとか、或いは議員の側で出すとかいふことしなければならぬのじやないかといふことをお尋ねしておるわけなんです。アメリカとこちらの政府の国民に対する責任とは別なんです。

○國務大臣(安藤正純君) ただ二重にするといふことはできませんから、アメリカのほうで解決が早くできればそれでよからうと思ふんですね。

○木下源吾君　それを言っているのですよ、皆さんが……。個人々々の病人に対する問題も不十分であるので、業者に対しては全然やつておらないじ

やないかと、業者が直接アメリカに交渉しろと政府が言うならばこれは別問題です。そうではなくて、政府がこれを今までの例で行けば、自然的な災害その他においてもいろいろこれを、救済の途を講じておるのです。これは当然政府がやるべきなんです。そのやるべきことをなせ政府がやりにならんかというのを、各委員が今言っているわけなんです。言葉は非常にいろいろ違つておりますけれども、それを言つてゐるわけなんです。そうすると、政府は向うから持つて来れば、やるつもりで居られるのだが、なかなか来ないのだと、余り長くなるようだったら何とかすると、こゝおつしやるから……何とかするといふ臨時的な措置といふのはどうだと言つと、それはまだ講じておらない。どうするかわからん。これでは折角の御意見も何にも根拠がない。皆さんがこうして聞いておることを、何を聞いておるかわけがわからんことになつてしまふのです。その点は大体おわかりになるだらうと思うのですが、どうでしょう。

○田中正君 議事進行について。私厚生省に伺いたいのですが、厚生省として直接の被害者であるところの漁夫の治療その他に対しては十分手を尽しておるようであります。且つ又漁船、或いは漁獲物その他に対しては、陸揚げ港において、それらの措置を講じておるようであります。一體これで十分かどうかといふことは、我々は到底判断が付きません。もう一つは、いつか新聞でも書いておつたやうでありますけれども、原子病と言いますか、原子爆弾におけるところの被害の治療といふものに對しては、恐らく日本が最も深く研究しており、又広汎に実験の資料があるわけでありまして、これに對して、一體画一した治療の行政方針を立てておられるかどうか。現在の場合には、被害を受けた人たちのことしか考えておられないでしようけれども、次から次へと、これは起きる問題として我々は考えざるを得ないのであります。これについてはどういふうな方針をきめておられるか、現在やつておること、将来起るであろうといふ予測の下に、厚生省として立てておる方針について、一応お伺いしておきたい。

○政府委員(楠本正康君) 現在各港におきまして、検査を実施いたしておりますが、これは一つの基準を設けて廃棄すべきものは廃棄し、安全なものとは検印しておるわけでありまして、これらの方法は、むしろ嚴格過ぎるものと思われるくらい十分徹底しておるものと考えております。なお被害漁夫その他の救護の措置につきましては、これは差當つては漁業会等が立替払をしております等の関係もありまして、差當つた措置としては、或る程度生活に不安がないものと考えております。

次に、第二番目の御質問のこの治療方針の問題でございますが、これにつきましては、目下各学者を網羅いたしまして、委員会を組織いたしまして、それらの立場で、専門的に研究を続けております。逐次これらの実態が明らかになつておりますが、何分にも、まだ日本で最初の経験でもありませんので、必ずしも最後の治療方針といふものは確定したとは言えないのであります。これらの点は極めて残念な問題でございますが、更に世界各國の協力も求めまして、これらの治療方針を速かに確立いたしたいと考えてあります。何分にもむづかしい研究でありますために、果してどの程度の成果が挙るかといふことは、今ここで直ちに回答することはできません。

○田中正君 今お話の中にありました直接の被害を受けた漁夫一人々々に対しては、まあ最もひどいのは病院へ入れておる、その他の者は漁業協同組合その他から立替えてもらつて、一応漁夫の生活を支障のないやうにいたしておるわけでありまして、立替は政府のほうで何ら方針を示さないで、現実は自分等の積立のうちからやつておるのである。政府の方針といふのはなく、むしろ協同の精神でやつておる、こういうことだと私は思ひますが、これに對しては水産庁としてのお考えを伺つておきたいと思ひます。

もう一つは、この間第五福龍丸を政府が買取つて、そして今焼津ですか

このでさかへ緊留しておるそりでありまして、地方民はそういう所へ置いてもらつては非常に困る、何とか処分してもらいたい。こういうものを放置しておいて、何ら環境衛生に害がないかどうか、厚生省としてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申し上げますが、被害者の治療その他につきましては、一切国の責任におきまして、目下治療を進めておるわけでありまして、ただその家族につきまして、先ほどお答えを申し上げましたやうに、現在漁業組合等からの立替払で支弁しておるわけでありまして、それならばなぜ政府はこれに對して直ちに適切な家族に対する援護の措置を講じないのかといふ問題でございますが、これは先般お答えを申し上げておりますやうに、たゞ／＼全員が被保険者でありまして、船員保険のほうから当初四カ月間に限つて全額の料金を支給がもらへることに相成つております。併しなからこれらの額は実際の収入よりは保険料との関係もありまして下廻つておりますのみならず、現地の家族の意向をいたしまして、今直ちにかようなものによつて処置されることは、やがて將來アメリカから賠償される金額等にも影響はしないかといふ懸念もありまして、むしろ私のほうではできるだけ大幅に保険の措置によりまして生活を保護したいと思つておりますが、むしろ現地の希望によりまして、暫らく待つてくれ、これは一つ我々のほうでやるからという話で、これも尤もだと存じましてさうな措置をとつておるわけでございます。勿論將來は、先ほど安藤國務大臣もお答えをしております

よりに、賠償問題が決定した暁にはそれれ清算をいたしますし、又一方被保険者としての権利も当然そのときに清算いたすべきものと考えておる次第であります。

なお第二点の福龍丸を現在まだ焼津港に緊留してあることは事実でございますが、これは当初政府が買上げまして、文部省がこれを管理することになりましたが、ところが文部省といたしましても適當な緊留場所、或いは持つて行く場所もないやうなことで、現在まで延び／＼になつておるわけでありまして、ただ先般地元の静岡県と打合せました結果は、まあ今までやつたのに、今、こゝで直ちにどこかへ急に行つてもらうといふこともないので、當分の間は焼津に置いて管理をしてもいいが、併しできるだけ速かに適當な所へ持つて行つてくれといふ意思でございます。なおこれらの船は目下張番をつかまして嚴重に立入りその他を監視をいたしております。

なお船体の放射能等もかなり減少いたしておりまして、最近では当初の二〇％程度にまで減少いたしております。かような点から考えまして、殊に現在張番で人が近寄れませんので環境衛生上は別に何ら支障ないものと、かやうに考えております。

○田中正君 今、環境衛生上はさう心配はないといふのでありますが、焼津の人たちの不安が非常につづつておる。まして、こういうものをここに置かれたのは困る、実に我々が見るのも頼だといふのが率直な住民の考え方です。だからこれは早く何とかして処置をしてもらいたいと要求しております。

○國務大臣(安藤正純君) 差當り融資を斡旋をして、それで今の漁業者にか漁夫とかいふものに対する途を講じよう、更に長くなれば、あなたの方のおつしやる通りに、日本の政府で救済の途、賠償を増してやるということをする考えなのである。

○木下源吾君 長くなればと言つて、相当長くなつてゐるのです。初めのほうから見れば、これだけ長くなつております。次から次へと又来ておるのです。

○委員(森崎隆君) ちよつと、厚生省のほうは、ほかに要求があつて、急い

でおりますので、國務大臣に対する質問はちよつと待つて頂きたい。別にございせんか。

○田中正君 議事進行について。私厚生省に伺いたいのですが、厚生省として直接の被害者であるところの漁夫の治療その他に対しては十分手を尽しておるようであります。且つ又漁船、或いは漁獲物その他に対しては、陸揚げ港において、それらの措置を講じておるようであります。一體これで十分かどうかといふことは、我々は到底判断が付きません。もう一つは、いつか新聞でも書いておつたやうでありますけれども、原子病と言いますか、原子爆弾におけるところの被害の治療といふものに對しては、恐らく日本が最も深く研究しており、又広汎に実験の資料があるわけでありまして、これに對して、一體画一した治療の行政方針を立てておられるかどうか。現在の場合には、被害を受けた人たちのことしか考えておられないでしようけれども、次から次へと、これは起きる問題として我々は考えざるを得ないのであります。これについてはどういふうな方針をきめておられるか、現在やつておること、将来起るであろうといふ予測の下に、厚生省として立てておる方針について、一応お伺いしておきたい。

○政府委員(楠本正康君) 現在各港におきまして、検査を実施いたしておりますが、これは一つの基準を設けて廃棄すべきものは廃棄し、安全なものとは検印しておるわけでありまして、これらの方法は、むしろ嚴格過ぎるものと思われるくらい十分徹底しておるものと考えております。なお被害漁夫その他の救護の措置につきましては、これは差當つては漁業会等が立替払をしております等の関係もありまして、差當つた措置としては、或る程度生活に不安がないものと考えております。

それからもう一つ、原子治療に対するところの方針の確立について、厚生省当局として、恐らく予算は十分でないのじやないか。今の治療は差当りのものでありましようが、方針確立の意味におけるところの、やる裏付としての予算は十分でないだろうと思ふのですが、そういう意味においてはつきりした方針が確立するために、予算の請求をすべきであると思うが、その点はいろいろに考えておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 船につきましては、これは私も全く御指摘の通りに考えておまして、できるだけ速かに適當な処置を講じたいと考えておりますので、この点はこれを管理すべき文部省に、至急、強力に主張をいたしたいと存じます。なお、この現在治療方針確立のためにいろいろ研究をいたしておりますが、取りあえず十八年度予算三月份の経費におきましては、三十万円程度と存じましたが、これを支出いたしておりますが、なお新年度になりましてからも目下大蔵省に予算を要求中でありまして、近日これが最後の決定を見るものと考えております。その金額につきましては、この治療費を一応含めまして私どもは要求をいたしておりますので、これらが決定いたしますれば、この治療研究並びに治療等につきまして何ら支障はないものと存じておりますが、なお予算の見通しにつきましては、これは三月份の予算等に鑑みまして、まあ十分とは行かないまでも支障のない程度の予算が近日決定するものと見込んでおる次第でございます。

○森八三三君 先日三崎の協同組合の組合長が来られて聞きましたお話に、今のお話では厚生省では非常にその後は厳密に検査をしておる、これはまあ当然なこと、やつてもならなければなりません。その検査が、同一の魚をAの器械で検査をした場合には一〇〇なら一〇〇の反応が出て来る、Bの検査器でやつた場合には二〇〇だというように、検査をする器械によつて反応が区々まち／＼であるというお話があつたのです。これは一体どういふことなのか、そんな検査の器械によつて区々まち／＼だということになると、或いはその不要な廃棄しなくてもいいものまで廃棄すべしという結論も与へられておるような危険があつたのではないかと、逆に言えば、廃棄しなければならぬという程度のももも廃棄せんでもないというような結論も与へておられたのではないかと、このような疑念を持つたのでありますが、その検査といふことを正確にやるということについてどの程度の確信があるのか、どういふ方法でやればよいという見込みのかを承りたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この検査のやり方につきましては、最初比較的簡単な器械で全部を調べます。そのうち怪しいなと思はれるものは更に精密な器械を使いまして念入りに検査をいたす次第であります。従つて検査が一応二段階に分かれますので、これらの単位が違つておきますので、そこで素人目に見ますと、それらの単位差から来る疑念が生じたのではなからうかと存じておりますが、併しなから實際には慎重に検査をいたしておる次第であります。

○森八三三君 先のお話を聞いて一応了解できますが、先日組合長の話では、この問題の起きた当初には厚生省のほうから現場にその検査をする器械を持つて来られてそれでやつておられた。ところがその器械はどういう必要があつたのか知れませんが、別の場所に移された。そこで漁業協同組合が協同組合の負担において二基設備をしてそれでやつておりました。その二基で検査すれば甲乙二つの結論が出て来る。それは同一の器械という話であつたのです。そこで今お話のよう、二段階に検査をするといつても、その元の第一段階の検査が別々の結論が出ておるといふことになれば、二段階の検査をやると、やはり基礎の検査が二重であれば結論もやはり二重に出て来るのではないかと、こう思ふから御質問を申したのでありますが、その点はどうか。

○政府委員(楠本正康君) この当初器械の生産が間に合はず、検査の時間的ズレが出ましたために大変御迷惑をおかけいたしました。その結果止むを得ず現地においても組合のほうで検査を急ぎます関係もありまして、お買ひを頂いたことは今になつては甚だ恐縮をいしておる次第であります。併しそのときに二台の御購入願つたことも私も承知をいたしておりますが、その二台の器械の間に差があつた云々という只今御指摘の点につきましては、恐らく何か器械の操作上の間違いではなかつたかと存じますが、この点はいずれ早速調査をいたしましてお答えをいたすことにいたしたいと存じます。

○森八三三君 そうしますと、その器械によつて誤差が出て来て結論をあいまいにするといふことは絶対にないといふものであると確信していいのか、器械によつてはやはり精密なものである、使用の方法如何によつては相当地度の誤差が当然出て来るといふものなのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(楠本正康君) これは比較的簡単な器械でありますし、簡単と申しますのは、その読み方が比較的簡単な器械であります。のみならず二段階の検査をいたしておりますので、少くも廃棄処分にするものは、全然その誤差或いはその他によつて左右されるものとは考えておりません。

○青山正一君 この問題について、水産庁に特別にお願いしたいことは、先ほどから森委員なり或いは千田委員、或いは木下委員から再三発言のあつたように、国内的に政府自身が漁業の保護をやる、いわゆる政府自身が漁業者のためにしてやる措置と、それからアメリカの補償問題との二つの問題があるわけですが、安藤国務大臣と、それから政府当局、水産庁との連絡が非常に不調のよう思われるから、水産庁は鋭意この調査を早急に解決したいといふことを特に申し入れて、又委員長からもそういう点を特に申し入れて頂いて、これは別個に一つ十分に考えて頂きたいといふことを特に申し入れて頂きたい、こういうふうなことを念願したいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) それじや、私からよつと楠本さんにお尋ねいたします。先般三崎のほうを調査したたのでございまして、この検査の結果の発表形式が、現地じやなくて厚生省で直接発表しておるといふ関係から現地の報道陣との間に多少い／＼な問題があるように聞いておりますので、その後この問題につきましては解決ができましたかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘のよう、発表を特に私ども慎重に考へまして、なるべく現地ではしないような指導方針をとりました。それが却つて現地の報道機関がいろいろ臆測をして発表する、或いは現地において記事がとれないためにとかくその現場の報道機関と組合その他との間に若干の摩擦があつたことも承知をいたしております。これは御指摘の通りでございます。併し要は私どもは僅かなものの廃棄処分等はむしろ伏せてしまいたいというふうな実は感じ、かようなことをいたしたわけでございますが、な

の保護をやる、いわゆる政府自身が漁業者のためにしてやる措置と、それからアメリカの補償問題との二つの問題があるわけですが、安藤国務大臣と、それから政府当局、水産庁との連絡が非常に不調のよう思われるから、水産庁は鋭意この調査を早急に解決したいといふことを特に申し入れて、又委員長からもそういう点を特に申し入れて頂いて、これは別個に一つ十分に考えて頂きたいといふことを特に申し入れて頂きたい、こういうふうなことを念願したいと思ひます。

おこれらの点につきましては更にこの数、例えば先ほど一〇〇という単位というのを申しましたが、これらの点も将来賠償等の場合に問題となる重大なポイントでありますので、この辺も慎重を期してあえて発表を避けたわけでございますが、併し只今、その結果御指摘のような若干の摩擦ができました、そこで私も何とかいたしましては、一方他の事務の簡素化と申しまして、か、迅速というようなことからこれらの五港におきます検査はすべて直接国がやることを避けて、五月一日からは府県の責任において、国の委託事務として検査をやつてもらうことにいたしました。従つてこれと即応いたしまして、発表等も十分に注意しながらそれ〴〵現地の責任において発表してもらつていくことにいたしました、一応この問題は解決したものと、私も考へておる次第であります。

○委員長(森崎隆君) 時間がありませんので、ちよつと厚生省に極く……。

○森八三三君 今の点で、僕かなものは伏せたという事は、これは非常に重大な問題なんです、その魚は売れなくなつて皆困つておるのですよ。

○委員長(森崎隆君) その問題は、伏せるといふのは、例えば一千尾のうちで二匹、三匹、実際に捕獲した場合にはそれは勿論廃棄するが、又出たと言へばそのときの全体が駄目だというようにとられやすいから、現地の漁業者の、二、三匹は折角でも捨てて、そうしてもう今度はなかつたというように発表してもらいたいという意味でございますから御承知願います。

○森八三三君 それを説明してもらわんと……。

○委員長(森崎隆君) それでは時間がございませぬが、さつき森委員から申されました検査の問題は非常に重要だと思ひますので、まあ廃棄処分まじりが出る、出ないという問題で、まあ販売するルートがうまく行かないというよりもむしろ検査してあるが、あの検査が怪しいんじゃないか、あの器械が悪いんじゃないか、こういう噂が出ることも目体がむしろ非常に魚価を下げる因じやないかと思ひますので、まあ現地でも聞きますと、例えば検査器に出て来るところの計数がいろいろ變つて来るというやうな心配もあるとかいふやうなお話もありました、が、そして又特に最近では検査器が大量生産されていくやうな点も考えられます、検査器の検査というものを一つ十分正確にして頂きます、これには絶対国民の信頼を得て、検査をした結果、あとはこれは大丈夫だといふやうな基礎的な条件を是非作つてもらいたいと思ひます。

もう一つは、現地で三崎を見ました、が、極く少数の検査官の人が徹夜をして非常にやつております。これの超過勤務とか旅費等についてもいろいろ工夫してやつておるだらうと思ひます。どうせ今のところは大阪省から出ていないだらうと思ひます。あのままでは長く続かないと思ひます。あんなに長くとか一つ増員をするとか、又多少余裕がある、例えば病院とか或いはその他の官庁から応援を出すとか、十分に休養がとれるやうに交替制をもつと幅広くとるといつたやうな手段を講じまして、又そういう手段を講ずること自体が検査を本當に精密に正確にして国民

の信頼に恥えるということにも私はなと思ひますから、こういう点も万遺憾ないやうに厚生省におかれましてお願いいたしたいと思ひます。

もう時間がないうすから、厚生省のほうに御質問ございませぬか。

○青山正一君 この間厚生省のおかたはおいでにならなかつたが、三崎の魚市場と焼津の魚市場、塩釜の魚市場のその庭先で検査するということはやめてもらいたい。できれば三崎ならば城ガ島とか或いはその沖合で、そんなところらひは国家で設備しなければならんと思ひます。そうしなければ三崎に入つて一つのまぐろが放射能を持つておつたとなると、全部のものが放射能を持つておるといふことにみなされるわけでありませぬ。そういう点を考へて来年はその予算をはつきり計上して頂きたい、こういうことを特にお願いしておきます。

○委員長(森崎隆君) 厚生省のかた、どうもいろいろ有難うございました。それで國務大臣に次に補償の問題でちよつとお尋ねしたいのですが、アメリカと交渉しております補償の金額ですね。大体どのくらいでございませうか。交渉中の基本的な金額をお聞かせ頂きたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) これは最後の補償じゃないんです。中間的なものなんです。これはちよつと……。

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

この金額の問題は別にいたしましたし

て、これは対米交渉は直接被害についてやつておるわけでございますね。

○國務大臣(安藤正純君) そうです。

○委員長(森崎隆君) それで直接被害と間接被害との境界線をどういうところに置いておるんでございませうか。

○國務大臣(安藤正純君) 直接被害は船の買上げ、それから船具、第五福龍丸に載せていた船員の損害、それから患者の治療費と生活保障費ですね、休んでおる間の、大体そういうところで、それから魚の、乗せていたまぐろに対する損害。

○委員長(森崎隆君) これだけが直接被害だと、今も対米交渉の問題は中間的なというお話でございませぬが、今交渉しておる船具、船の賠償、治療費、生活保障費、又廃棄処分した魚類の補償等、全体を合せての直接被害は、全体の直接被害の一部分と、これは考へてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(安藤正純君) 一部分、そうですね。

○委員長(森崎隆君) それじゃ、これ以外に……。

○國務大臣(安藤正純君) 例えば船のごときは一遍でおしまひですね。ですから、部分的なものとか全体的なものとかありますが、全体的に言へばその一部分です。

○委員長(森崎隆君) それもよくわかりませぬ。それでその損害補償については、精神的な面は全然入れていないのですか。やはり科学的な資料だけで被害金額を出して、それに対して精神的な何といひますか、慰藉というか、そういうプラス・アルファの面は全然

考へていないか、考へておるか、今後考へる余地はないかです。

○國務大臣(安藤正純君) それは慰藉料のことを考へてゐるのです。併しその前にひどく重体になるとか、死ぬことはないでしようが……、そういう場合と違ひますが、これはやはり査定して、賠償を求めつてもいいんです。

○委員長(森崎隆君) それでは直接被害、間接被害の明確な区別というものは現在までやつていないわけですね。少くとも直接被害とみなされるもののうちの主なものといひますか、若干のものが対米交渉の基礎になつてゐるわけ、直接被害はこれ〴〵、これ以外にない。間接被害はこれ〴〵、だとはつきり区別はしてゐるのですか、してないのですか。

○説明員(永野正三君) 直接被害と申しまして、いろいろ種類のものがあつて、例へば今後は放射能を持つたまぐろが参りますれば、それは廃棄処分したまぐろとされなければならぬわけでございます。

それからこの問題が起りましたために、政府や地方公共団体、或いは民間の団体等で、これが対策のためにいろいろ措置をいたしました。これも直接と言へば直接と言へるやうな支出でございませぬ。これらの点は一応あとの問題といたしまして保留いたしまして、現在まではつきり先方へ出ておりますのは、第五福龍丸関係の、只今大臣からお話になりました代船の取得に要する経費、それから船主及び乗組員のこゝろに載せた経済的な損失、それから福龍丸に載せておりました〴〵な船員の私物でありますとか、或いは漁獲物を、これは廃棄処分したまぐろと

ればなりませんので、その関係の経費というようなものを一応取りあえず計上いたしたのでございまして、まだ今後の問題といたしましては、福龍丸乗組員一同が、今後身体に障害が残りますれば、そういう関係の精神的な補償といふ点も、そういう問題と、今後起ります問題は、まだあとに保留してあるわけでございまして、それから又、その後廃棄処分付しました漁獲物がございまして、それらもおお今の後の問題として残っておりますわけでございます。

○委員長(森崎隆君) それでもう一つ、アメリカの実験に対する協力ということは、すでに外務大臣からはつきり申されておられますが、これは政府の根本的な方針だと思ひますが、ただ私たちは、その点で、これは外務大臣に聞くのが妥当かと思ひますが、協力の度合といふことを、例えば米国内で、国内で実験をして、米国人の中に、形は違ひますが、今度のような日本人の受けた被害と同様な被害を受けた場合、これに対する救済資金を日本から若干出すと、これも協力だと思ひますね。こういうことの協力はできるだけ可能な範囲内でやつてもいいと思ひますが、今度の協力は、外務大臣の協力という言葉を率直に聞けば、日本国民が少々犠牲を受けても、日本の産業が或る意味で壊滅しなかつても、やはり国連に対する協力という意味で、この実験には協力しなければならぬ。そういうように聞える面がたゞさんあるわけですね。そこにやはり国民自体、が非常な誤解、不満、怨懣を持つておられるわけですが、それはやはり国民のまあ利害関係をしようつて日本

の政治としましては、そこまでの協力を果していいかどうかという問題は、再検討して見なければならぬ問題です。単に国連の実験に協力するという簡単な言葉だけではなくて、やはり一つと具体的な面ですね、細かい、丁度法律に対して政令なり省令を出すように、実際の程度において協力するのだと、これははつきりして頂かなければならぬですね。国民全体は非常な誤解を私は持つてのじやないかと思ひます。これは一つ大臣から強く外務大臣のほうに、この点お話しして頂きまして、国民の生命にもかかわるような、産業の壊滅するような、そういう大きな犠牲を惜しまないで協力するのだということは、これは国民として承服したいと思ひます。又万一そういう肚で協力するのでしたら、そういう協力だといふことを、はつきり言つて頂きたい。

か、非常にそういうようなことになつて、協力してゐるんだから構はないんだと、そういうことでは勿論ないと思ひます。併しなから、よく外務大臣に相談したり、又この委員会の話をよく伝えます。

○委員長(森崎隆君) 今の安藤國務相の申されること、まあ岡崎さんもこゝろいうふうな考へてゐるだらうと思ひます。併し又それが事実だとしましたならば、この協力といふのは即時取消して頂かなければならぬことになるわけですね。と申しますのは、アメリカで第二次的に発表しました禁止区域ですね、その外郭に、日本の水産庁でもつと大きなスケールの一応警戒区域を作つてあるわけですね。その警戒区域の外を通りまして、なお放射能を持つた船が帰つて来まして、日本の国内ではたゞやんやんです。同時にそれによつて受けた、まづる漁場といふものは、今根絶、壊滅の一手手前にあるわけですね。そういうことになりま

○國務大臣(安藤正純君) お答えしますが、それは外務大臣が御答弁したのだから、外務大臣に私よく言ひますが、併し私は外務大臣がその協力と言つたのは、おのずから限界があると思ひます。協力といふことは、あのビキニの水域ですね、あの水域で実験をすることに對しては反対はしない、こういう協力ですね。その協力であつて、併しもう一つあつて非常に非常に水素爆弾のような強い力を持つものを、今世界の大勢の上で実験することに賛成すること、これがその世界平和の維持になること、その意味の協力だと、岡崎君の言つたのは、そういう意味じやないかと思ひます。でありますから、従つて日本のこの水産資源に大損害を与えるとか、或いは絶滅すると

か、非常な誤解、不満、怨懣を持つておられるわけですが、それはやはり国民のまあ利害関係をしようつて日本

外務省としては、国民に対して私は面子が無いといふことを考へますが、そういう点も十分一つお取次ぎを頂きたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) それは外務大臣によく言ひますがね。外務大臣が言つたのは、恐らくまああの當時でありますから、協力といふのはその常識的な意味でしようね。でありますから、協力といふ意味の解釈問題で、さつきあなたがおつしやつたような重大なところまでも協力してゐるんだから、どんな損害、大変な被害を受けても構はないといふことじやないと思ひますが、併し、今日ではそれが明確でないといふことになれば、更にそういう点について明確にする必要があるであります。

○委員長(森崎隆君) その点お願ひし

それからまづる漁業者のほうでは今非常に困つてゐるので、早く政府による代替補償をせよといふことは、さつきから千田委員、森委員、又その他の委員から熱心に言われてゐるのでござい

だ、そういうものが出せるのだから、大したものだから、あとお前のところへは出してやらんといふので、出さなかつたといふことですね。これは現実の問題としてあるわけですね。ですから今は各県当局もかわいひ自分たちの県内の業者がこうして困つてゐるから、何とか或る程度出したいといふ気持はあつても、思ひ切つたことができないのです。やつてしまつと、金はお前のところにあるのだからお前のところは適当にやれといふやうなことで、国が成るべく出さないやうな方針らしい。そういうところもあるのです。それにもかかわらず、若干やつてゐる点もございまして、それではやはりこの問題は是非一つ考慮頂きたい。といふのは、第二回目に出た金は、この間聞きますと、これままでの船主、或いは漁連等の銀行を借りまして仕込みをして出たのですが、ところが魚価は御承知の通りもう百円を割つてゐるくらいなのです。話にならないのです。採算がとれない。ところが今度、第三回目は銀行も貸さないのです。ところがもうどうも三回目の時期も来つております。今度は又補償のまづろが中心になつて来ましようと思ひます。非常に急いでゐるわけですね。それでさつきも申しましたように、アメリカとの交渉は、これは私は或る意味で大きなところをどうつしり一年間、二年間かかつてやつてこしらえてでも結構だと思ひます。併し半面ではこの第三回の出漁にもう本当にこれは困つており、或いは時期的に私のほうでは早く大体交渉等をやつてもらいたいと思ひます。こ

○委員長(森崎隆君) その点お願ひし

それからまづる漁業者のほうでは今非常に困つてゐるので、早く政府による代替補償をせよといふことは、さつきから千田委員、森委員、又その他の委員から熱心に言われてゐるのでござい

だ、そういうものが出せるのだから、大したものだから、あとお前のところへは出してやらんといふので、出さなかつたといふことですね。これは現実の問題としてあるわけですね。ですから今は各県当局もかわいひ自分たちの県内の業者がこうして困つてゐるから、何とか或る程度出したいといふ気持はあつても、思ひ切つたことができないのです。やつてしまつと、金はお前のところにあるのだからお前のところは適当にやれといふやうなことで、国が成るべく出さないやうな方針らしい。そういうところもあるのです。それにもかかわらず、若干やつてゐる点もございまして、それではやはりこの問題は是非一つ考慮頂きたい。といふのは、第二回目に出た金は、この間聞きますと、これままでの船主、或いは漁連等の銀行を借りまして仕込みをして出たのですが、ところが魚価は御承知の通りもう百円を割つてゐるくらいなのです。話にならないのです。採算がとれない。ところが今度、第三回目は銀行も貸さないのです。ところがもうどうも三回目の時期も来つております。今度は又補償のまづろが中心になつて来ましようと思ひます。非常に急いでゐるわけですね。それでさつきも申しましたように、アメリカとの交渉は、これは私は或る意味で大きなところをどうつしり一年間、二年間かかつてやつてこしらえてでも結構だと思ひます。併し半面ではこの第三回の出漁にもう本当にこれは困つており、或いは時期的に私のほうでは早く大体交渉等をやつてもらいたいと思ひます。こ

○委員長(森崎隆君) その点お願ひし

それからまづる漁業者のほうでは今非常に困つてゐるので、早く政府による代替補償をせよといふことは、さつきから千田委員、森委員、又その他の委員から熱心に言われてゐるのでござい

れはさつき各委員からも申された通りなのですね。それでいつ頃までにこれができるのか。アメリカとの交渉がうまく行く、行かんにかかわらず、いつ頃までにやるのかというものが今つきませんでしようか。例えば五月の十日頃までは、大体幾らほどの金を出して、これは各府県知事を通して融資をして、これまで出ておつたまぐろ漁船は、全部とにかく第三回の出漁はできるだけの措置は講ずる。それは大体五月の二十日なら二十日、或いは五月の末日になるかも知れないが、五月中には何とかするといつた、はつきりとした言葉が欲しいのです。その言葉が今出なければ、そういう言葉がはつきりと公約できる時期はいつかということですね。大体まあこの月末、或いは五月の五、六日、まあ六日頃には、何日までにはそういう措置はする、大体金額は幾らだということをとときに発表してくれて私はいいと思うのです。そうしないと出漁の当てがつかないのです。それがはつきりしましたら、漁業者のほうも又銀行からの信用で金を借りて、又行けるという見通しもつくわけですが、それが今はつきり言えますかどうか。言えなければ、これから何日かたつたら言える時期が来るか。そこまで今追詰められておりますので、何か非常に性急に大臣をおいじめするようではございませうけれども、それが開きたいのです。

○国務大臣(安藤正純君) いや、今それをすぐ即答するわけには行きませう。でこれは各省寄つての、これは皆各省といろ／＼の関係もありますし、いろいろの立場もありますし、それ／＼調査したり、いろ／＼進めていますから、その対策委員会によく協議しまして、又各省それ／＼と打合せをして、その点をはつきりしたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) それは結構ですが、次の対策委員会はいつ頃でございませうか。

○国務大臣(安藤正純君) 明日静岡県知事をお呼びして、明日やあとも知れませんが、委員長(森崎隆君) ああ、それでですか。明日やつて、明日の議題で……。

○国務大臣(安藤正純君) はつきりしませんが、大抵明日やると思ひます。

○委員長(森崎隆君) 明日の議題で一つ早急にこの問題を中心に取り上げて解決できる見通しでございませうか。

○国務大臣(安藤正純君) よろしくございませう。

○委員長(森崎隆君) そうするとうまく行けば……。

○国務大臣(安藤正純君) いや、今日それはここで即答するわけには私には行かないが、今日大分取つちめられたから、この状態を委員会に話して、(笑) 委員長の、いや、つまり委員と委員会の意見をよく伝えて……。

○委員長(森崎隆君) 各省が寄つたらなかなか／＼議事が進ばないというのには、責任を免れることで……。

○国務大臣(安藤正純君) それで責任を免れるというのじゃない。この実情を、皆さんの要求をよく伝えて、又この話は無理もない話なんですから、よく話をして、成るべく早くはつきりするように進めます。

○委員長(森崎隆君) それじや大体何です。その補償という形か、或いは融資という形でもいいですが、月末頃に

は、いつ頃までは融資ができる、補償ができるというところが発表できますね。

○国務大臣(安藤正純君) 月末はどうか知りませんが、遠からざるうちにそうするようにしたいと思います。

○委員長(森崎隆君) 遠からざるというのが又一月も、二月もなつては困るのですか……。

○国務大臣(安藤正純君) いや、その心配はないですよ。

○委員長(森崎隆君) 大体どのくらいですか。あなたが委員長でございませうから……。

○国務大臣(安藤正純君) 数日間……。

○委員長(森崎隆君) 数日間です。例え五月の十日までには融資を幾らするということを発表できますね。

○国務大臣(安藤正純君) いや、できるという事は、ここでははつきり確答はできませんが、そういうふうに進めます。

○委員長(森崎隆君) 進めて頂けませんか。

○青山正一君 安藤国務大臣が確答できるまでには、やはり水産庁が協力しちやつて、そしてその調査中というやつを、一応調査を済ましたというよう

な形をやはり安藤国務大臣に示さんことには、これは確答ができないわけなんです。それから、その点も一つ特に水産庁に申入れて頂きたいのです。

○委員長(森崎隆君) いや、ちよつと待つて下さい。今の問題で永野君に聞きますがね。これはすぐ出る問題でしょうか。細かいデータでなくて、出漁漁船はいろ／＼隻数もわかつているし、困つていて被害がわかつているし、調査しているものもあるわけでありませう。これはまあ大体百トンの船が乗出して

す。現在現地に行きますと、乗組員の組合があるのです。乗組員の生活も、家族の生活も共に困つていのです。船主から金が来ない。来ないの仕方がない。船主も困つてい。そうかといつて、實際被害を受けているので、非常に今組合の間でもごた／＼が起る場合もある。だから百トンの船を出漁させて、幾らつかみならつかみで、その船の六年先、七年先というところで計算をすれば、これはすぐ出るのです。だから私は水産庁が協力するということは勿論でございませうが、それよりも大臣のほうで大蔵のほうと折衝して、大体つかみが一億なら一億、三億なら三億ということになれば、これは大蔵省と折衝して早く出す途を、これは大臣の力で……。結局問題はそれなんです。

○国務大臣(安藤正純君) それだから根拠がないと困るのです。

○委員長(森崎隆君) あれは根拠はすぐ出ると思ひます。つかみでもいいと思ひます。

○千田正君 さつきからの安藤国務大臣の御意図は十分わかつておりますので、そこで水産当局は、これはもう速急に二段も三段も構えなければならぬ。いわゆるこれは安藤国務大臣としましては、十分にこの意図を酌んでおられるのだから、實際の問題は、今委員長の言う通り、もう本当に漁民は困つてい。もう給与もないのだし、もうこの状態で行くといふと、非常に社会不安が募つて来ますからね。それで担当行政官庁としてのあなたがたのほうで、こうなつたらこうしなさいやらないといふ一つの案を、勿論もうお持ちであらうと思ひます。そこで一番困つて

いるのは、さつきも委員長が言つている通りに、もう金の借りようがない。だから融資斡旋なり、或いはどういふ金が現実的に手に入るというふうな方法として水産庁は斡旋するかという、すでに覚悟をきめておるわけです。それはもうこの次の委員会でもいいですから、我々は又お尋ねしますからして、十分腰を据えてかかつて頂きたい。この点だけ要望しておきます。

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○森八三三君 今の問題は相当長時間質疑をいたしまして、主管大臣である安藤国務相のお考えもわかりましたし、水産庁のほうの意図も大体わかりましたので、むしろこのことは時間的に急を要する問題があると思います。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○森八三三君 今の問題は相当長時間質疑をいたしまして、主管大臣である安藤国務相のお考えもわかりましたし、水産庁のほうの意図も大体わかりましたので、むしろこのことは時間的に急を要する問題があると思います。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) それではお諮りいたします。今回のビキニ被爆の問題に対する国家の補償につきまして、早急にこれを実現するように、本委員会が決議することに御賛成頂けましようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) それでは全会一致と認めます。なお決議案の案文は一つ委員長に御一任願いたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) それではあとちよつと大急ぎで二件だけお諮りいたしますが、今月の六日に日本海員組合から中共に対して、一、拿捕船の返還。二、拿捕船員の送還。三、今後拿捕事件をなくする方途。この三件につきまして会談したいという趣旨の書簡を送付したようでございますが、これに對しまして、中共より今月二十四日に電報にて、右三件について会談に応ずる旨の返電があつたという知らせがございました。そこで日本海員組合では、中央執行委員会を開きまして、中地副組合長と、高橋漁船部長の派遣を決定したようでございます。これにつきまして外務当局から公務旅券の交付せられるように本水産委員会に特に御斡旋をお願いいたします。念のために、いろいろお願いでございますが、これは内容が今のようなものでございますので、本委員会もこれにできまして賛成いたしましたして、本委員会から外務省に強く要望するといふようにいたしたいと思ひますが、この問題について御意見がございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) 賛成頂けますか。それではそのように委員長にお願いに取計らいます。

○委員長(森崎隆君) 次にもう一点ございしますが、先般補助金等の臨時特例等に関する法律案の修正申入に関する件につきまして松永特別委員長に、私の名前を以て申入れることにいたしておりますが、その後も本委員会の懇談会で、第十三条、第十五条並びに第十六条の三件の修正がその中に一応盛り込まれておりました。このうち重点的に最後の第十六条を削除するという漁船損害補償についての問題だけを取上げて、強く要請するといふようにいたしたいと思ひますが、如何でございませうか。

○千田正君 そのことには異議はありませんが、非常に今補助金等に対する特別委員会においては非常に難航を続けております。今のところ……農林委員会の土地改良の面は或る程度削除されるのではないかと噂も聞きますので、一日も速かに委員長から特に日本の漁業に対して影響するところが大いのでありますから、速かに申込をされんことを要望いたしまして、賛成をいたします。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないようでありますから、そのように決定いたします。なおこの委員会では非常に熱心に討議中でございますので、ここ十日以内に最も効果的にこれを要望しようと思ひます。その点委員長にお任せ頂きたいと思ひます。

○青山正一君 先ほど森委員長から決議のビキニの問題についての決議は、次の委員会でも早速に一つ上程して頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) そのように取計らいます。速記をとめて下さい。

午後五時八分速記中止

午後五時二十一分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは本日はこれを以て委員会は散会いたします。

午後五時二十二分散会

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願(第三三九〇号)

第二三九〇号 昭和二十九年四月十九日受理

太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 寺田省一外三名

紹介議員 青山 正一君

今般の水爆実験は、水産物全般にはなほだしい影響を与え、生産者及び市場関係業者の被つた物心両面の損害は、ばく大なものがあるから、(一)被爆魚処理費、(二)入荷魚類の衛生検査費、(三)運搬処理費及び冷蔵庫保管料、(四)入荷減少、価格低落等による損失に対し損害補償の措置を講ぜられるとともに、水産物に対する消費者の不安を一掃するよう、格段の啓もう宣伝の方策を講ぜられたいとの請願。